

東京大学史料編纂所では東アジア等における史料収集事業の一環として、ロシア連邦における日本関係史料の調査をすすめている。

二〇〇四年三月十一日、サンクトペテルブルグ市からロシア国立海軍文書館ラジミル・ソボレフ館長、ロシア国立歴史文書館アレクサンドル・ソコロフ館長らを招き、前年に引き続き、日露関係史料をめぐる国際研究集会を開催した。日本側報告者は新潟大学教育人間科学部麓慎一助教授に御願いし、研究集会ではソボレフ館長、ソコロフ館長、麓助教授の三報告が行なわれた。このうち、ソボレフ館長の報告原稿はすでに前号に掲載済みであり、残り一報告を以下に収録する（【】は翻訳者による注記である）。

海軍文書館に加え、二〇〇四年七月には歴史文書館との間でも研究協力に関する覚書が締結され、現在この両館が所蔵する日本関係史料目録の作成が進行している。また、本研究集会の実施にもサンクトペテルブルグ国立大学ワジム・クリモフ教授から多大なるご尽力をたまわった。付記して謝辞にかえたい。

（東アジアWG・保谷記）

## ロシア国立歴史文書館所蔵フォンド内日本史及び日露関係史史料

A · R · ソコロフ

ロシア国立歴史文書館のフォンド内に保管されている日本に関する史料は、日本の内政外交政策、日露関係、在露日本外交代表部と在日ロシア外交代表部の創設と活動状況、日本のロシア正教会、さらに、帰属、国境、学術文化交流等の諸問題を明らかにしている。それらの中には、皇帝の勅令、国家最高権力機関や国政機関（法制審議会、閣僚会議、元老院）等の決議、立法行為、すなわち、国際条約の案文やその準備に関する史料、要覧、覚書、上申書、論文、統計一覧表と調査資料、外交報告書、財務省代表や商工省代表の報告書、各省庁間の往復文書等がある。日本に関する言及が見られる最初期の文書類は、皇帝官房フォンド内

に現存する勅令や元老院に対する皇帝の指示文書に見られ、十八世紀にまで遡る。元ヤクーツク流刑囚ピサレフ管轄下にオホーツクを譲渡する一七三一年付元老院決議。海難後ヤクーツクに辿り着いたイヴァン・ヤコブレフの日本の地理や軍事制度、金取引等を伝える日本滞在記。アリューシャン列島付近で難破した日本人のオホーツクから故国への送還を命じたイルクーツク・カリヴァン総督I·O·セリフオントフ宛のエカテリーナ二世の勅令（一七九六年七月二十八日）。陸軍中尉A·ラクスマンにより日本から持ち帰られ皇帝官房に移管された物品の目録（一七九七年）。難破日本人十五人のアリューシャン列島での発見と故国送還

処置に関するイルクーツク県知事の報告書（一七九七年）等である。

十九世紀初頭の内務省、商務省、皇帝官房、閣僚会議、法制審議会のフォンドには、フリゲート艦聖ナデエジダ号でのI・F・クルーゼンシユテルン世界周航遠征中のN・P・レザノフ対日使節の一八〇三年史料が保管されている。同様に以下のものがある。同遠征隊一員を命ぜられたある日本人のペルミ県での薬代と給与の皇帝官房資金からの出費。そ

の他、ロシアの対日使節団長N・P・レザノフの命で艦装され、サハリン在留日本人に対し海軍大尉フヴォストフ指揮下に派兵された日本沿岸極秘遠征隊のサハリンでの軍事行動。日本皇家のロシア使節団受入拒否（一八〇六年）。カムチャツカ住人への供給用にクルーゼンシュテルン遠征隊へ託された塩四〇〇ブード、米三五〇ブードの日本皇帝の下賜品（一八〇七—一八〇八年）。司祭ヴェレシヤギンがクリール諸島付近の大部で発見した難破日本人六人をペトロパヴロフスク湾へ送り届け（一八〇四年）、その後日本への送還したこと。一八一一年五月南クリール諸島作図の目的で艦長V・M・ゴロヴィン指揮下に派遣され、国後島で日本人に捕えられた海軍将校と下級船員等の捕囚からの解放交渉を行うための軍艦ディアナ号の日本遠征。サハリン島へ派遣された露米会社船ネヴァ号の遠征への合流（一八一二年）。閣僚會議議事録からは、一八一四年クリール諸島付近で難破し、クリール人により救出された日本船員三人に支給された生活経費支出の補填、故国送還準備、共に日本政府へ送付されたロシアの対日平和友好態度の表明文書（一八一五一八一年）。一八三四年サンドイチ諸島付近で難破し、ロシア船舶に救出された船員のノヴォアルハンゲリスクから日本への出発。その送還を利便し対日外交関係を結ぼうとし失敗した試み。日本沿岸接近ロシア船への日本船による砲撃。日露通商外交関係樹立交渉のため日本へ寄港した

フリゲート艦バルラダ号乗艦の侍従武官長E・V・プチャーチンの遠征。対日関係構築への露米会社の参加。一八五五年一月二十六日の下田での条約締結。一八五五年一月二十六日の通商と国境に関する日露協定。同協定を補足再検討して結ばれた一八五八年の日露条約。これらの史料は皇帝の署名付き勅令集内にあり、日本の大君の名において皇帝アレクサンドル二世へ贈られた贈物に関する記録（一八六三年）は皇帝官房のフォンド中にある。

一八六〇年代の東シベリア状況に関する総督報告書や内務省付属アムール地方委員会史料内（一八六九—一八八〇年）には、日露外交・国境問題、日本の内政状態、サハリン島における両国間の利害衝突に関する情報、一八六七年三月十八日締結のサハリン共同統治と入植の条約、サハリン島記録、その特別軍統治規定が添えている。クリール諸島の日本譲渡とサハリン島のロシア統治内移譲に関する一八七五年四月二十五日付条約もある。一方、大蔵大臣の皇帝アレクサンドル二世宛一八七六年四月二日付上奏書には、一八七五年四月二十五日の条約によりロシアに移譲されたサハリン南部の日本所有建造物の代金として、一一二七五四ルブルの日本への支払いが記されている。

宮内省のフォンドには以下の関係文書がある。日本皇帝のためにロシニア号の遠征への合流（一八一二年）。閣僚會議議事録からは、一八一四年クリール諸島付近で難破し、クリール人により救出された日本船員三人に支給された生活経費支出の補填、故国送還準備、共に日本政府へ送付されたロシアの対日平和友好態度の表明文書（一八一五一八一年）。一八三四年サンドイチ諸島付近で難破し、ロシア船舶に救出された船員のノヴォアルハンゲリスクから日本への出発。その送還を利便し対日外交関係を結ぼうとし失敗した試み。日本沿岸接近ロシア船への日本船による砲撃。日露通商外交関係樹立交渉のため日本へ寄港した

フリゲート艦バルラダ号乗艦の侍従武官長E・V・プチャーチンの遠征。ア皇帝公認様式の聖使徒アンドレイ・ペルヴォズバンヌイ勲章（ロシア帝国の最高勲章）の製作（一八七九年）。柳原日本公使夫人と日本政府派遣使節団の申請による冬宮見学の許可（一八八〇年）。日本の親王有关するもの）一部の発送（一八八二年）。同様に、一八八九年の同親王の再訪と、彼への贈物として金鍍金の彫刻額にそれぞれ入ったロシア皇帝と皇后の水彩肖像画が描かれたこと。日本の陸軍大臣大山中将、三

浦中将、野津少将の皇帝アレクサンドル三世宛上奏書。日本宫廷のためにロシアの宫廷礼服のスタイル画の送付（一八八四年）。一八八六年と一九〇二年の小松宮夫妻のペテルブルグ来訪とダイヤをちりばめたアレクサンドル・ネフスキー勲章の小松宮への下賜（一八九六年）。ニコライ・アレクサンドロヴィチ大公の一八九一年の日本旅行（通商航海・港湾総局長官で新聞『海』編集主幹、N・N・ベクレミシエフの個人フォンドにある複数の写真も含む）。日本の島津公爵に対する薔薇輝石製花瓶の下賜（一八九三年）。ミカドにより送られてきた日本の古い貨幣の下賜（一八九三年）。エルミタージュへの引き渡しとロシアの古い貨幣の日本への発送（一八九三年）。日本の親王伏見宮に盜難の代替として戴冠式賞牌を再度複数下賜したこと（一八九八年）。日本の天皇と皇后への贈物（一八九六年）。日本の親王閑院宮のモスクワ、ペテルブルグ、ワルシャワ訪問（一九〇〇年）。P・A・ストルイピンの日本の旭日一等勲章受勲と日本の農商務大臣曾根荒助のロシア勲章の受勲（一九〇〇年）。皇子嘉仁の聖使徒アンドレイ・ペルヴアズヴァンヌイ勲章受勲（一九〇〇年）。大蔵大臣の極東訪問と日本政府による日本への招致（一九〇二年）。一九〇三年）。一九〇二年八月九日日本の小松宮の乗車するペテルブルグ発臨時列車の旅順到着に関する大蔵大臣S・YU・ヴィツテの上奏書。大蔵大臣総官房、東清鉄道会社理事会や露中銀行のフォンドには、S・YU・ヴィツテ伯爵が閣僚であった関係で、ロシアの極東政策に関する主要な諸史料が残っている。その中には、外務大臣のM・N・ムラヴィヨフ伯爵や同じく外務大臣V・N・ラムズドルフとヴィツテとの間の往復書簡が含まれており、朝鮮における日露両国の利害境界設定や朝鮮問題に関する両国関係に対する在東京ロシア公使R・R・ローゼン男爵の報告（一八九六—一八九八年）もある。日露戦争前夜の極東、とりわけ、中国・満州・朝鮮における日露の経済的利害に基づく両国関係や、同地

域に自国の利害を有する他の諸国と日本との関係に関するロシアの外務省と財務省の駐在代表の報告、一八九四年の日清戦争や一八九五年四月十七日（露曆四月五日）の下関講和条約に関する報告もこの中にある。日清戦争におけるロシアの立場と歐州諸国の立場に関する特別会議議事録（一八九五年）。ロシアの太平洋艦隊の増強の必要性と主に日清戦争後の日本の陸軍輸送艦隊の力に関するアレクサンドル・ミハイロヴィチ大公の文書（一八九六年）。一九〇二年の日英同盟平和協約締結。日本の伊藤侯爵のフランス旅行（一九〇一年）と、反露感情下の日本でロシアと同盟締結を試みる伊藤と他の社会運動家等の計画（世論喚起を計算に入れた小冊子や論文の発行）に関し、横浜から発された通商駐在代表K・A・アレクセエフの報告。積極的な対日政治経済闘争を展開するためには不可欠な基礎となる極東開発に、ロシア人資本家誘引のための人々の計画。極東特別委員会により出版された『対日交渉に関する文献要覧（一九〇三—一九〇四）』もまた興味深い。

全省庁と最高国家機関のフォンドにある日露戦争に関する広範な史料は、戦争前史、戦時総動員の進捗、陸上・海上の軍事行動の進展、日露を含む諸国との戦争への関わり合いと結びついており、ここには、満州軍の命令書、野戦軍財務部、工兵隊、衛生部の命令書、第一、第二、第三満州軍の人員構成、旅順の守備隊の命令書に関する関係文書がある。法制審議会関係文書としては、一九〇四—一九〇七年の軍事費、ロシアを日本との軍事衝突へと至らしめた原因を明らかにする特別会議（一九〇四年）に関するものがある。閣僚会議関係文書には以下のものがある。日本人捕虜の地位に関する法規原案承認（一九〇四年五月十五日）。日露戦争賠償請求特別協議会（一九〇六年）。両国軍により占領されている北満州地域からの両国軍撤退順序を取り決め日露間で締結した一九〇五年十月十七日付のスイピンガイスキイ覚書の無効（一九〇六年）。ロ

シア人捕虜を扶養した日本へ支払う報奨金の予定額（一九〇七年）の開示と、戦争時にロシア権益の保護にあたつたフランス外交官等に支払う報奨金額（一九〇七年）の開示。旅順撤退時の在朝鮮ロシア公使A・I・パヴロフの行動調査（一九一〇年）。戦争時の問題清算のために軍会議付属臨時委員会の設立（一九一〇年）。日露戦争関連で日本政府に提示され支払われた請求金額分配のための特別協議会の招集（一九一一年）。日本の参謀本部編纂の『日露戦争史（一九〇四—一九〇五年）』の翻訳出版（一九一四年）、旅順と済物浦で沈没したロシア軍艦を日本から購入する資金の支出（一九一五年）。対日講和条約締結準備とその構想に関連する諸問題の検討（一九一六年）。

大蔵大臣であり、閣議議長であったS・YU・ヴィイツテのフォンドには、記録や調査資料、論文、意義深い著作が保管されている。『日露戦争勃発』、『日露戦争の余波』等である。A・N・クロパトキンのフォンドには、次のような満州問題に関するものがある。一九〇四年一月二十七日から一九〇六年一月一日まで行われた対日戦争時に負傷や傷病でロシア軍が喪失した人的統計資料。レシングがS・YU・ヴィイツテに提出した情報書類「東アジア戦争の繰り返しをいかに防ぐべきか」。ボーツマス講和会議の記録、その他の報告書類（一九〇五年）。個人フォンド内の戦争参加者の書簡や日記、回想録等は、別の意味で公的史料を補完するものである。

閣僚会議、内務省、財務省、商工省、皇帝官房その他の宮内省諸機関のフォンド史料は、戦後期の両国関係をよく伝えている。満州問題についての一九〇五—一九〇六年の日露の対中国交渉。中国領土内に日露両国を隔てる緩衝国家、女真公国の建国案（一九〇六年）。これには、外交文書、日露の一般的な政治協定（協約）締結に関する閣僚会議議長と外務大臣、在清・在日ロシア外交官、沿アムール州総督、参謀本部長官と

の間の一九〇七年七月十七—三〇日付の往復文書、協約の意義を説いた列強諸国の宫廷付ロシア駐在官および極東のロシア代表宛の外務省の回状などが添えられている。漁業協定（一九〇七—一九〇七年）。クアンチエンズイ【寛城子】駅の分割、満州における日露鉄道線創設に関する暫定協定（一九〇六—一九〇七年）。一九〇八—一九〇九年の日本の國家予算案。南満州の日本による植民地化、鉄道建設、港湾整備、満州市場奪取の動き（一九〇八—一九一〇年）。韓国併合のこと、これには在日・在韓駐在ロシア外交官の秘密報告、韓国統治に関して日本政府が公表した公文書、および「韓国・満州における日本の軍事力増強と地位強化の動きに関する報告」（一九〇七—一九一五年）、これには、韓国における日本の動きに関する国境警備独立大隊ザアムーリエ【アムール以東】管区本部の偵察報告が添えられている。韓国におけるロシアの土地所有についての日本の駐在代表との調整交渉（一九一〇年代）。極東入植委員会設立とアムール鉄道沿線地域への入植案の作成・検討、財務省駐在代表G・A・ヴィイレンキン四等文官の報告冊子「極東問題の現状」（一九〇八—一九一〇年）。日本政府の指図によるロシア国民の財産、アルゲン号、マンジュリア号、ムクデン号の不法押収、一七五九〇〇ルーブルの対日補償金請求（一九〇九年）。ペテルブルグに日露両国の経済関係緊密化を目的とした露日協会の設立（一九一一年）、沿アムール地区における日本企業のこと（一九一四年）。犯罪者と反政府活動嫌疑者の相互引渡し条約締結（一九一一年）。以前のものとしては、法務省フォンドに対日犯罪者引渡し条約の締結（一八九九年）、刑事・民事裁判における相互援助（一九〇六年）の関係文書がある。個別の関係文書としては、沿海州における日本国民の生活に関するもの、ウラジオストクで死亡した日本人の火葬場建設（一九〇〇年）、日本人医師H・ユゴに対する日本住民向け病院の開業許可（一九〇七—一九〇九年）、ウラジオス

トクに日本人学校を建設すること（一九一〇年代）等がある。

日本の在外公館設置に関する史料は、主に法制審議会および宮内省のフォンドに残されていて、以下の関係文書がある。日本大使の着任と離任に際しての指示、支出、正餐会や午餐会、ツアールスコエ・セローのアレクサンドル宮殿および大ペテルゴフ宮殿における応接、ミカドの誕生日に際したロシア皇帝の名による日本公使への祝辞、その中には一八六二年の日本外交使節応接に関するもの（歓迎式典、冬宮での皇帝の応接謁見、大公達への引き合わせなどの儀式次第、贈物や勲章を授与された官吏の名簿）もある。以後（一八七二年以降）のものとして、例えば、一八七三年日本特命使節団のペテルブルグでの応接、ロシア皇帝への日本勲章献呈のため日本公使の受けた個人謁見、同様に、日本天皇の書簡手交のため西【徳二郎】公使の受けた応接謁見、対日戦争終結後の新日本公使本野【一郎】の応接（一九〇六年）、日本の梨本宮親王夫妻と随員一行のロシア滞在時の儀式次第（一九〇七年、一九〇九—一九一年）、同様に、久邇宮親王一行（一九〇九年）、伏見宮貞愛親王夫妻（一九一〇年）、閑院宮載仁（皇太后マリヤ・フョードロヴナがロシアで活動中の日本赤十字を応接したことに対する同親王の謝辞も、一九一四年）のロシア滞在時の儀式次第、一九一六年の閑院宮載仁の二回日の訪露とペテルブルグとキエフ滞在を含めたロシア旅行、崩御された日本天皇睦仁の柩に供える銀製花冠の製作（一九一一年）、即位に当たり日本天皇に皇帝官房より二〇〇〇〇ルーブル相当の薔薇輝石製酒杯の贈呈（一九一五年）、日本貴族院議員代表団のペトログラード訪問（一九一六年）、皇后アレクサンドラ・フョードロヴナによる同代表団応接とペトログラード名勝見物に際する力添え、ゲオルギー・ミハイロヴィチ大公からの京都市の「貧民」への援助に対する法学博士ツエミツ【末松謙澄？】の大公宛ての感謝状（一九一六年一月二十四日付）、皇太后マリヤ・フィヨーリ

ドロヴナによるキエフでの日本軍事使節団応接（一九一六年七月）、ウラジオストクへの日本艦船受け入れのための費用支出（一九一六年三月）。

ウラジオストク、ニコラエフスク・ナ・アムーレ【尼港】、ペテロパヴロフスク・ナ・カムチャトカ【現ペテロパヴロフスクカムチャツキ】に日本領事館開設（一九〇四年）、同様にザバイカル州、イルクーツクに日本領事館開設（一九〇七—一九〇九年）、在モスクワ日本総領事に花岡【止郎】が任命されたこと、同地領事館の総領事館への組織替え。日本官吏への勲章と高価な贈物の授与、ロシア官僚への日本からの表彰状と勲章授与。在ペテルブルグ日本公使に対し墓地設営と埋葬手続きに関するロシアの法令内容を通知（一八八二年）、日本使節藤波【言忠】と日本公使館書記官加藤【恒忠？】に対するペテルブルグ皇室農園見学許可（一八八六年）。日本人女性鈴木【雅子？】のペテルブルグ・エカテリーナ【医科】女学院訪問（一九一〇年）。

皇帝の署名入りの勅令、元老院勅令と裁決、法制審議会の部局決定。日本の函館、長崎、横浜へのロシアの在外公館の開設、東京のロシア大使部の大使館への組織替え、大使および領事の任命、正規職員数、東京、函館（一九〇八年の火災後も含めて）、横浜、長崎の大使館と領事館建物の建設修理費用の支出、日本での外交駐在代表と領事駐在代表をも含めた領事館の維持費用（一八五七—一九一六年）等に関する財務省との往復文書。一九〇七年国立銀行理事I・P・シロフが日本で受けた歓迎についての一九〇八年一月九日付の財務大臣V・N・ココフツォフの上奏書。ロシア外交官の書簡および日本回想記（R・R・ロゼン男爵、S・S・タチシチエフ伯爵、ド・ヴォラン伯爵）。

興味深い史料として以上の他に、宗務院のフォンドに含まれている日本におけるロシア正教会の活動に関するものがある（一八七〇—一九一

八年）。創立と活動、正規職員数と人員構成、支出金に関する報告の他に、日本における正教会の長であるニコライ主教の日記と伝導記録（一八七〇—一九一一年）があり、その中には日本の国、人々、都市などに関する情報が含まれている。このフォンドには以下の関係文書がある。函館の領事館に教会と日本人にロシア語を教えるための学校の設立、各地の伝導拠点における他の教育施設の設立。正教布教活動の成功。日本語祈祷書の発行、日本への教本、教団付属神学校用書物、正教に帰依した日本人へのイコンの発送。日本人二名の司祭、補祭補任ためカムチャツカ大主教の日本出向（一八七五年）。日露戦争時のロシア人捕虜に対する日本人正教徒の援助（正教会長の報告より）。東京に正教会教会の建立、莊厳な起工式（一八八五年）、献堂式（一八九一年）、建立に際してのモスクワ商人サモイロフの一五〇〇ルーブルの喜捨（一八八〇—一八八九年）。ペテルブルグ神学大学とカザン神学大学の課程修了日本人大イワノフ・アルセーニイとサッタ・パンテレイモンに対する帰国補助金の下付（一八八八年）。その他、日露戦争時をも含めての日本における各キリスト教団の状況、東京女子神学校での雑誌「うらにしき（慎まさ）」の発行（一八九三年）。科学アカデミーアジア博物館用に東京正教会の全出版物の送付。日本各地の正教会教会建立と献堂式、東京（一九〇二年）、大阪（一九一〇—一九一二年、戦争時に日本で死亡、埋葬されたロシア兵供養のための聖母寺院）、函館（一九一一一一九一二年）、松山（一九〇七年）。東京教会の主任司祭ピョートル・ブルガコフの日本語学習（一九〇八年）。日本で行われた日本正教会聖職者総会に関する日ロシア大使N・A・マレフスキイ・マレヴィチの極秘至急文書（一九〇九年）。旅順の正教会教会の建物を日本人学校に使用することの許可（一九一二年）。

国境問題は法による調整と明文化という段階を常に経ていて。一八五

五年に日露間で締結された通商と国境に関する条約は、その後更に新しい協定と合意を必要とするものであった。内務省・財務省・国有財産省・閣僚会議のフォンドには、皇帝の署名入りの勅令が保管しており、それらには、サハリン島の日本帰属部分とクリール諸島の交換に関する条約（一八七五年四月二十五日）、引き渡し手順の宣言書と往復文書、サハリン住民の名簿、建造物一覧、鉱物資源情報、引き渡しに際し設立された委員会史料が附され、日中陸海上国境視察団員の報告もある。各委員会の設立と活動に関する関係文書としては、日本海、オホーツク海、ベーリング海におけるロシア領海の境界問題解決のための委員会（一八九八—一九〇三年）、一九〇五年八月二十三日日本とのポーツマス条約締結後に設立されたサハリン島境界区分に関する委員会（一九〇七年—一九〇八年）、条約第九条に従いサハリンに隣接するチュレニ、モロネン両島の日本への引渡委員会、沿岸十二海里漁業保護水域相互承認に関する対日協定についての外務省付置省庁間会議（一九一一一一九一二年）等のものがある。南ウスリー地区の豆満江における対日国境確定との当該河川における対日漁業協定締結（一九一一一一九一六年）、極東の領土権相互保全に関する対日協定についての閣僚会議議長と各種機関間の往復文書（一九一六一一九一七年）等もある。

商務省、財務省、商工省のフォンドには、日本の通商と財政に関する広汎な問題に触れた史料がある。これらの中でも最も早い時期のものが、対日本通商関係樹立に関するロシア皇帝の勅令と指令である。アンナ・イオアノヴナがシベリア庁に宛てたもの。ロシア商人に商品を持たせて日本に派遣することに關しイルクーツク総督兼コルイヴァニ総督のI・A・ピリとI・O・セリフオントフに宛てたエカテリーナ二世のもの（一七九一年、一七九六年）。対日通商関係樹立を目論むロシアの試みに関する第一シベリア委員会の史料（一七七三一一八一三年）。「I・レイ

「ゲル教授の日本国略史」（一七七三年）。P・I・レベデフ＝ラストチキンとA・V・シェリホフの日本遠征記録（一七九一年—一七九三年）、それに付された外国人と対外貿易への日本の対応に関する日本側文書の翻訳。クナシリで日本人に捕らえられたロシア士官と部下たちを解放するためのP・I・リコルド提督の一八二三年の遠征とそれに付された一八〇六年のフヴォストフ大尉指揮下の遠征隊の日本の島々における略奪行為と外国諸国との通商関係を望まない旨の松前奉行と長崎奉行の「通告」（日本語）。I・F・クルゼンシテルンの世界周航時にロシア使節団の長を務めたN・P・レザノフの一八〇五年六月八日付報告書、これには日本の内政状況と対露通商開始に対する賛成・反対両派の争い、日本の対オランダ貿易に関する情報が記され、日本地図一枚が添えてある。ロシアの日本遠征隊の航海日誌（一七九一—一七九三年）、日本の諸港への入港と上陸許可に関する「テンジン・クボウ閣下」ならびに松前奉行の（遠征隊長宛）書簡、遠征隊員が歓待されたこと。蝦夷島の動植物界、日本人の生活習慣、住居その他について。クリール諸島の住民の一七九〇年の反日反抗と参加者の処刑。ロシア紙幣製造に日本紙を使用するという第一ギルドの商人レゼンベルグの計画（一八〇〇年）。シベリア総督が日本遠征用銀塊を用意すること（一八一二年）。対日通商関係樹立のためイトゥルム島【イトゥルブ】に向かった陸軍中尉ガヴリロフ指揮下の露米会社のブリック艦トゥンギース号の航海（一八四三年）。中国、日本、その他の東南アジア、オセアニア諸国とロシアが海上貿易を開始することについての海軍大将N・S・モルドヴィノフの提言書（？—一八一五）、同様に在フィリピンロシア領事P・V・ドベリの提言書（一八四五年以前）。東シベリア交易の通史（中国、日本、アメリカ）（一八五〇年）。既に上記に揚げたが、一八五五年の通商国境条約、一八五八年の条約見直し追加協定締結、一八九五年五月二十七日の新日

露通商航海条約締結。財務省の通商駐在代表にK・A・アレクセエフ五等文官の任命、同氏との往復文書。日本の度量衡と比較するための度量衡標準見本を在函館ロシア領事館用に用意すること、同領事が一八六六年に日本政府より借り受けた債務の返済（法制審議会記録による）。対中、対日本貿易拡大のために鉱山技師スカリコフスキイの両国派遣に関する国有財産大臣の上奏書（一八八〇年）。沿海州のロシア陸海軍に対し日本からの食料石炭供給条約締結についての日本公使の提案（一八六年）。日本海峡西岸への青森貿易港設置とウラジオストク航路開設（一八九四年）。中国商品同様、日本商品もイルクーツク税関を無関税で通過させること（一八九六—一八九九年）、対日輸出向け砂糖一四八五〇ブードと日本からの輸入大豆の沿アムール総督管区通過とイルクーツク税関無関税通過（一九〇一年）。外国商品の产地証明に関する日本の現行法令（一九〇〇年）。日本の輸入業者がロシアで徴収された関税に対する日本政府の賠償請求（一九〇三年）。在日ロシア領事と財務省通商駐在代表の職務報告、現地報告、往復文書。日本の経済情勢と対外貿易、一八八六—一八八八年に横浜港に入港したロシア商船一八九二—一八九五年間の長崎港における貿易、これらそれぞれに付き彼らが作製した記録、要覧、統計一覧。『日本の最重要製造業』（一八九七年在横浜領事A・G・ロバノフ＝ロストフスキイ作成）。日本の産業・貿易の経済性について、これには、対外諸国貿易（アメリカ合衆国、ハワイ諸島、フィリピン、仏領インド、蘭領インド、シャム、中国、スペイン、ポルトガル）、およびそれら各国との通商条約締結に関する報告が附してある。対日商品輸出をめぐる露・英その他諸国間の競合（一八九二—一九〇二年）。輸出入品目（米、石炭、軽油、砂糖、大豆、絹布、紙、絨毯、茶、灯油、マッチ、硫黄、アルコール、陶磁器、樟脑、錫、麻屑、古鉄、椰子油、貴金属、セメンシナ、亞麻、ホップ等）と関税。日露戦争戦中

戦後の日本の財政・経済状況（一九〇四—一九〇五年の日本の国家予算、租税、債務、貿易と金融市场の停滞、失業増加などに関する在上海商務省駐在代表の報告）。フランス政府より東洋に派遣されたレ・カルチ大使節団、日本の対外政策と貿易、フランスでの日本国債の一部募集。北海道・青森港における对外贸易。大阪・神戸の木材貿易、北海道の林業。ロシアと諸外国の対日灯軽油輸出状況（一九〇九—一九一四年）。一九〇九—一九一一年の神戸港の对外贸易。日本のセメント産業（一九一〇年）。一九一二—一九一三年の日本の国家予算。ロシア水域における日本の漁業、一九一四年の北日本の对外贸易。各国との商行取引規模。ロシアの対日本市場向け砂糖・灯軽油輸出の展望（一九〇三—一九〇七年）、西欧企業との競合。一九一〇—一九一五年の露亞銀行横浜支店の決算報告、日本の有価証券（国債、私企業の株式）相場についての定例報告が付いた同行の地元商会と地元業者への融資報告。各日露合弁株式会社の定款案の承認とそれら株式会社の活動（露日商会—一九〇六年、露日会社—一九〇九—一九一五年）。日英の新通商条約締結の結果、日本船舶がスンガリー河【松花江】の航行権を得たこと（一九〇六年）。日本官憲によるネグレタイ号拿捕と旅順の露中銀行の不動産差し押さえにより同行が被った損害（一九〇六—一九一四年）。日本と朝鮮の関税統合（一九〇七—一九一一年）、満州における日露の関税政策と電信施設の設置（一九〇八年）。ロシア艦船による日本のスクーナー船拿捕により日本人の受けた被害の補償を日本政府に対して国庫から支出すること（一九一一年）。新型タービンの製造・実験、その生産を軌道に乗せるために会社に増資する件につきニューヨーク・ナショナル・シティ銀行ペトログラード支店長と東京のM・イチハラ【市原求？】博士他との往復書簡、報告「日本におけるタービン」（一九一三—一九一七年）。ロシア貿易会議所の商品見本陳列館における日本商品展示会開催（一九一一年）。

四一—一九一七年）。日本における英國銀行の取引活動（一九一四—一九一七年）。日本に勧業銀行を設立する際の諸原則に関する本野大使との往復文書（一九一四—一九一六年）。対日通商関係発展に関する閣僚會議附属極東移住委員会史料、対露通商に関し領事館に提案を送付した日本実業家の名簿（一九一五年）。極東地域における日本向輸出用セルロース、ホップ、麦芽の生産増大に関する農業国有財産省の報告（一九一五年）。日本の造幣局における銅貨とニッケル貨幣鋳造に関する記載のある鉱山技師D・A・マグラの報告（一九一五—一九一七年）。軍発注の攻城砲、クレーン、タグボートの日本での購入（一九一五年）、ロシアが日米で締結した契約（一九一五—一九一六年）。日本の通貨為替相場、日本での医薬品、硫黄等の購入代金をも含め横浜の日本商社に露英銀行を通じ送金されたこと（一九一五年）、同銀行の神戸の日本商社鈴木商会に対する融資の開始（一九一六年）、閣僚会議の日本での武器弾薬の発注許可（一九一六年）、露英銀行を通じて横浜のスマス日本貿易商会にチリ硝石購入代金の、オクラ商会【大倉組商会】に硫黄納入代金の円による支払（いずれも一九一六年）。海外発注の調整策と日本の複数の発注、日本での支払い手順に関する閣僚會議の特別記録（いずれも一九一六年）。日露両国間の経済関係発展を目的にロシア帝国の商工業者の活動調査のためロシアに派遣された南満州鉄道株式会社社員ミコテ・モリ【ミカゲ・モリ（森御蔭）】に対する工場監察官の協力（一九一六年）。ロシアによる日本での武器弾薬の新規軍事発注に対する融資拡大（一九一六年）。一九一三—一九一六年の日露貿易、極東における両国の勢力範囲画定、ロシア市場進出への日本の参入競争、これにはA・ペトログラードの「世界大戦における日本の実益」、ペテロパブロフスク管区裁判所アナドゥル・チュコト調停裁判区調停判事M・ゴリヤイノフの「我が極東と一九一六年六月二〇日の露日条約」（一九一七年）、N・

ケッセリの「日本における融資」（一九一七年）などの報告や文書が含まれている。日本へのアスベストの輸出（タダヤス・モリ）、剛毛の輸出（ヤ・タケリ、オヅ商会向け）その他の商品輸出に対する日本業者からの許可申請、ロシア商社からの同様の申請と日本での決済のための外貨割り当て申請。英國政府のブラックリストに記載されている日本商社も含まれた業者名簿（一九一七年）。大阪へのロシア商品見本陳列館開設に協力する旨の日本の田中商会の書簡（一九一七年）。

横浜・大阪のロシア領事と財務省と商工省の通商駐在代表の報告は、日本の労働者の一日の労働時間（例えば一八九一年の大坂の製紙工場におけるもの）と一八九三一一八九八年の労働賃金を含めて、個々の産業分野と業者の現状に関する様々な史料を提供してくれる。セメント製造の技術過程、北海道における採鉱、日本を含めた各国の造船比較図表（一九一〇年）。日本人による朝鮮、満州、中国でのさまざまな企業の設立。中国人、日本人、朝鮮人労働者の森林労働への導入についてのペルミ県ニジネ・タギルとルニエフ鉱区支配人デミドフ家の請願（一九一五年）。日本の鉱山業者に対する沿アムール総督管区における水産廃棄物の肥料用加工処理の権利延長（この件は一九一六年に閣僚会議で審議された）。漁具製造会社「ヒロタ」と商社鈴木商会、仏日銀行と露日協会通商事務局の営業活動（一九一六年）。原料と燃料の不足から製造中止に追い込まれたロシアの製紙企業の機械その他の設備を日本の工場主たちが買い取りを希望していること（一九一七年）。

一八六七年以降の内務省通信総局と閣僚会議のフォンドには以下の関係文書が入っている。ロシア（ボシエット湾から）と中国・日本を結ぶ電信線の敷設、大北方電信会社の権限と定款案の承認、日中間のケーブル敷設に対する独占権の同社への付与（一六九一一八九九年）、日本・ウラジオストク間での郵便通信開始についての同社と日本政府との協定（一八七七年）。電信技術者のデンマーク、イギリス、日本への研修派遣（一八六九一一八九七年）。横浜・サンフランシスコ間、横浜・中國間のケーブル敷設に対する権限案（一八八一年）、工事の立案と進行（一八九七一一九〇三年）、ハワイ諸島経由の太平洋ケーブル敷設にあたっての米・英・仏・露・日間での利害衝突。サハリン島南端と日本の蝦夷島間のケーブル開設についての日本政府の申請。日露間の郵便事情改善策（一八九五年）、東清鉄道経由での日本の郵便物輸送（一九〇一—一九一八年）、日露戰爭の対日通信停止、大北方電信会社と日本の電信協定締結（一九〇七一一九一〇年）。ウラジオストク電信局員の日本語教育に対する貸付（一九一二年）。ヨーロッパ・ロシアと日本間の電報の公定料金引き下げと特惠料金設定（一九一三一一九一六年）。日露間の小包料金着払いの件（一九一三一一九一六年）。サハリン島、朝鮮、満州における日露の電信線接続に関する日露電信会議の東京招致。露歴一九一四年五月一日（西暦五月一日）に調印された条約の案文もある。英國と極東諸国間の報道電報連絡において日露電信線を経由する際の使用規定と料金設定（一九一五一一九一八年）。ペテロパブロフスクの沿岸無線局と日本のオチシ【落石（岬）】にある沿岸無線局間の無線電信連絡開通（一九一五一一九一六年）。日本商社「オクラ【大倉組】」に対するモールス式電信機の注文（一九一六一一九一七年）。

船舶運行と鉄道に関する史料も通信関係に劣らず広範なものがある。ニコラエフスク・ナ・アムーリエと太平洋沿岸のロシアの港と日本との船舶連絡（一八七一年）。商人リンドホルムのウラジオストク・函館・横浜間を結ぶ定期航路開設計画。日本の西海岸への貿易港建設（一八九四年）。神戸、横浜、敦賀、三池の港湾図（一九一一年）。日本汽船のダーリニー【大連】港経由の新航路。一九一〇年アムール河口に向かう十二隻の日本スクーナー船にロシア沿岸航行を許可した沿アムール総督P.

F・ウンテルベルゲルの不法行為に関しての三十六人の議員の提訴が国  
会で審議されたこと。日本船「ナガタマール」に極東水域、ウラジオスト  
クからカムチャツカ以北の沿岸航行を許可する件。東清鉄道南満州線の  
日本への譲渡、当該線の建設費、路線区、駅、鉄道施設の図が附してあ  
る（一九〇五—一九一三年）。日本における鉄道の国有化（一九〇五一  
—一九〇六年）。東清鉄道の一部であるクアンチエンヴィ【寛城子】—ハ  
ルビン間の取得交渉のための日本の鉄道院総裁・南満州鉄道株式会社總  
裁の後藤男爵の来露（一九〇八年）、一九一六年六月二十日の日露政治・  
軍事協約調印を受けての日本商船に対するスンガリーア河【松花江】の自  
由航行権賦与、と東清鉄道の上記区間の日本への売却の件に関する閣僚  
會議の審議（一九一六年六月—十月）、日露協約本文附。一九一〇年六  
月二十一日に調印された滿州における日露の鉄道の接続に関する協約本  
文。

農務省、宮内省、財務省、商工省（通商駐在代表の報告）のフォンド  
には、日本における農作物の栽培と加工処理、漁業の発達に関する以下  
の史料が含まれている。日本で商館を所有するE・バヴィエが日本の絹、  
繭、蚕や山蚕の絹糸等の収集品をペテルブルグの農業博物館に寄贈した  
こと（一八七五年）。日本の蕪（大根）の播種実験が行われたこと（一  
八七七年）。日本の農業施設建設に関する領事報告（一八九五年）、日本  
の製茶会社による紅茶一八四箱のペテルブルグとウラジオストクへの發  
送に関する在横浜副領事ロバノフ・ロストフスキイ公爵の報告。日本政  
府により公布された新しい狩猟規則（一八九一年）。沿アムール総督管  
区の農学者から試験栽培用に送付された様々な日本植物の種子を農業局  
がペテルブルグ植物園、カフカスのソチ、スマーリの園芸農場と農事試験  
場に発送したこと（一八九四—一九〇四年）。茶栽培文化の研究のため  
のインド、中国、日本への調査団派遣に関する宮内大臣の上奏書（一八

九五年）。D・ジャリンツォフの報告「日本の農業」（一八九七年）、N・  
V・キリロフ博士の報告「食用・薬用としての昆布」の検討、沿海州の  
昆布漁を本格化するための中日両国人の指導員導入（一九一一年）。N・  
D・ベリヤーエフの翻訳による一九一〇年度の日本の農業局の報告。亞  
熱帶農業、茶葉その他の作物栽培技術研究のため日本に派遣された農學  
者S・I・リヴォフの農業局長宛報告書（一九一四年）、カフカスのバ  
トゥミに模範茶園を創設すること。土地改良研究のためのA・I・ブル  
ガコフ技師の日本と北米への派遣（一九一四—一九一五年）、養蚕業研  
究のためのA・ベグラノフとシチエンコフの日本への派遣（一九一六  
年）。洪水対策の社会活動組織に関する日本内務省の部局報告（一九一  
五一—一九一六年）。

通商駐在代表の報告は日本漁業全体、および年次・地区毎（函館、北  
海道）の状況を、函館と蝦夷島を含め、漁獲品目、漁獲量、対露漁業貿  
易の品目と量、日本の漁業従事者数等を具体的に示して明らかにしてい  
る。日本人による沿海州ウスリー地区、コマンドール諸島、太平洋沿岸  
の漁労区域租借。函館における魚の新保存方法（一九一〇年）。沿アムー  
ル総督管区沿岸のロシア水域での日本人漁業権について在ウラジオスト  
ク日本貿易駐在代表M・ノムラが説明を求めたことに関連し、日本海、  
オホーツク海、ベーリング海のロシア専管水域画定の問題解決のための  
委員会が設立されたこと、露歴一九〇七年七月十五日（西暦七月二十八  
日）付の日露漁業協定、一九一六年一九一七年の新協約および沿岸部十  
二海里漁業保護水域の相互承認に関する上記協定（一九一一年）、それ  
ぞれの案文作成。極東における漁業保全と魚・海獣（オットセイ）の乱  
獲対策。オットセイ乱獲を常習とする日本のスクーナー船の拿捕（一九  
〇八—一九一五年）、オットセイ保護に関するワシントン国際會議議定  
書に対応した対日オットセイ保護協定締結（一九一一年）。ロシア領海

における漁労権保護のための組合と日本水産株式会社を日本の水産業者が設立する件（一九〇七年）、カムチャツカの租借漁労区域に缶詰工場を設置するために日本で株式会社を設立する計画案（一九一一年）。漁労区域を租借している日本人に対する森林伐採券の下付、日本の水産業者に対してロシアの太平洋沿岸漁労区域からの漁獲物の一九一四年における無関税輸出を許可したこと。H・パリチエフスキイ著『北海道の水産業管見』の検討（一八九八年）、国庫による水産工場のアムール川沿岸への建設に伴う漁業主任研究員V・K・ソルダトフの日本の水産工場視察、日本当局と民間人による歓迎についての報告（一九一四一一九年）。一九一四年のニコラエフスク地区における日本の塩漬け魚専門買付人の航行（著者不明）。ロシア極東水域における漁労区域租借の条件で何らかの優遇措置を日本の水産業者に賦与することに関する国会と閣僚会議で検討された問題点（一九一六年）、日本人が租借区域で捕獲した魚を日本船でシベリアとヨーロッパロシア向けてに太平洋沿岸の港へ無関税輸出する件（一九一七年）。

日本の文化、教育、文学に関係する史料は、文書館カタログで見る限り、量的に多いとは言えない。その中で最も早い時期のものは、元老院検事長のフォンドの中にある関係史料で、ロシアに残留した二名の日本人をイルクーツク市民学校の日本語教師に配属させること、使節として日本を訪れたN・P・レザノフの一八〇五年六月八日付の報告「日本におけるラマ教【仏教?】」写し（M・M・スペランスキイ伯爵文書より）である。教育省のフォンドには以下の関係史料が入っている。サハリン島で一八一二年に日本のファルコネット砲（大砲）の残骸が発見されたこと、日本の希少植物の素描（一八一三年）、科学アカデミーのために（珍品として）日本の文物（一八三六年）や書物（ドイツの博物学者でオランダ軍医F・F・シーボルトの『日本紀行』）が、それぞれ取得又

は献呈品として受納されたこと（一八三六年一八五三年 大学・科学アカデミー向け）。ペテルブルグ植物園研究員K・I・マクシモヴィチが、種子、生きた植物、その他の物を研究と図書館や博物館用に入手するために一八五七一一八六四年に日本に学術目的で派遣されたこと。【ペテルブルグ帝室】公共図書館のための日本での書籍購入（一八六二年）、函館のロシア領事館附属教会司祭I・V・マホフによる日露初等読本【ろしやのいろは】、露日華袖珍辞典、日本年代記のロシア語訳の編纂と発行（一八六二年）。ウラジオストクの東洋学院長D・M・ボズドネエフによる日本史集、日本漢字辞典【露訳漢和辞典】、日本地理統計要覧、日本語初等学習向けの撰文集【ボクホン【トクホン（読み本）】】の編纂（一九〇六年一九〇八年）。日本語独習書編纂者バナエフに対する国庫金貸付（一九一〇年）。函館領事館附属の日本人に対するロシア語学校設立（一八六四年）。ペテルブルグ大学東洋学部への日本語教授の導入（一八八〇一一八八一年）、日本語とその他の東洋諸語の教授法改善策。在ペテルブルグ日本公使館員安藤謙介に一八八三一一八八四年度におけるペテルブルグ大学での日本語無償教授と有栖川親王によって大学に寄贈された書籍リストの作製に対し聖スタニスラフ第二級勳章が授与されたこと（一八八四一一八八四年）。交通技師大学への日本人古川常一郎の受け入れ（一八七四年）。ウラジオストク東洋学院長と教師の日本・満州・朝鮮への研修旅行派遣（一九〇〇一一九〇二年）。ロシアの人々に対する日本語知識の普及に関する方策案の検討省庁間委員会の設立（一九〇八一一九一年）。M・ゴーリキイとV・M・ガルシンの短編の二葉亭による翻訳書『短編集』（カルコ）のロシアにおける普及許可に関する検閲官S・V・ネダーチンの報告（一九〇八年）。ウラジオストク東洋学院付士官の中から通訳を養成する件（一九〇九年一九一〇年）。東洋学協会附属実業東洋アカデミー受講者に対する日本

旅行のための無料海外旅券交付（一九一〇—一九一二年）。日本の学校生徒を描いた絵葉書のロシアへの送付（一九一六年）。一九一二年東京の国際博覧会へのロシアの参加、一九一三年ハバロフスクで開催される沿アムール州博覧会に關し日本政府への通知。

ここに掲げた史料は文書館研究員の目に入つた文書の一部にすぎない。目的を持ち探索することによってその量が著しく増大するであろうことはまちがいない。

（翻訳…有泉和子）